

広島県公立高等学校及び県立特別支援学校高等部入学者選抜で 実施する自己表現におけるタブレット等の使用について

令和4年7月1日

広島県教育委員会

令和5年度広島県公立高等学校及び県立特別支援学校高等部入学者選抜から実施する「自己表現」では、様々な表現方法で「自己表現」を行うことができます。

表現方法の1つとしてタブレット等を使用する場合の基本的な考え方について、中学生のみなさん向けにまとめましたので、参考にしてください。

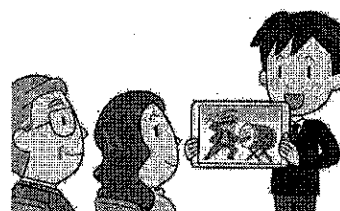
《自己表現におけるタブレット等の使用について》

「自己表現」において、タブレット等を使用することができるのは、次の場合です。

- ・ プレゼンテーションソフトなどを使用し、画面を提示しながら実施する場合
- ・ 写真等の画像、音声及び動画を提示する場合

(ただし、音声や動画は30秒以内のものに限ります。)

※ 検査場内で実施できないこと、他の受検生に影響があることや安全面で問題があることは、その場では実施できません。その場合は、事前に撮影した動画や写真等を、検査当日にタブレット等で提示するなどの工夫を試みてください。



例えば、太鼓は検査場ではたたけませんが、動画で提示することができます。

《自己表現におけるタブレット等の使用の留意事項》

- 「自己表現」でタブレット等を使用する場合は、オフライン状態で使用してください。検査会場では、通信機能（インターネットへの接続等）を使用することはできません。
- 検査会場では、録音・録画機能を使用することはできません。
- 検査会場の備品等（プロジェクターやスクリーン等）を使用することはできません。
- 検査会場のコンセント等を使用して充電することはできません。

※ 別紙「自己表現におけるタブレット等の使用について Q&A」も参考にしてください。

自己表現におけるタブレット等の使用について Q & A

Q 1 タブレットなどのICT機器を使用することはできますか？

○ 可能です。

プレゼンテーションソフトなどを使用して画面を提示しながら実施する場合や、写真等の画像、音声や動画（ただし、事前に30秒以内で撮影したものとしてください。）を提示する場合に使用することができます。

Q 2 プロジェクターやスクリーンは、検査場で用意されていますか？

○ プロジェクターやスクリーンなどは用意していません。

原則として、検査会場の備品等（黒板、コンセント等、検査場内にあるものを含む。）は使用できませんので、注意してください。

Q 3 動画や音声の提示が30秒を超えてしまったらどうなりますか？

○ 「自己表現」で動画や音声を提示する場合は、30秒以内とするルールを定めています。

○ 仮に、30秒を超えてしまった場合は、検査官から指示がありますので、速やかに終了してください。検査官の指示で速やかに終了した場合には、評価に影響はありませんので安心してください。

Q 4 持ち込んで使用する資料などは、自分で作ったものでなければダメですか？

○ 「自己表現」は、受検者本人が、自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で、自分らしく、伸び伸びと表現できるかどうか重要です。

よって、持ち込んで使用する資料は、受検者本人が作成してください。

Q 5 充電が切れそうになったら、検査会場のコンセント等で充電させてもらえますか？

○ 検査会場内のコンセント等で充電することはできません。

原則として、検査会場の備品等（黒板、コンセント等、検査場内にあるものを含む。）は使用できませんので、注意してください。

Q 6 検査会場内で、インターネットに接続することはできますか？

○ 検査会場内で、通信機器を使用（インターネットへの接続等）することはできません。オフライン状態で使用できるタブレットなどのICT機器を用意してください。

Q 7 「自己表現」の途中で、動画が上手く再生できなかった場合はどうなりますか？

○ 動画が上手く再生できない場合に、検査官等がトラブルの解決の手伝いをすることはできません。どうしても動画が再生できない場合には、切り替えて、別の方法で「自己表現」を行ってください。万が一、動画が上手く再生できない場合はどうするかを含めて、しっかりと準備をしておいてください。

○ 動画が再生できない等のトラブルが発生した時間も含めて、「自己表現」は5分以内となりますので、注意してください。